安全安心まちづくり

地域安全マップ発表会を行います

昨年10月から始まった「地域安全マップを作ろう！」の事業が1月に市内すべての地域で終了しました。

そこで、各学区の代表グループ（計8グループ）が参加し、発表会を開催することになりました。皆さん、ぜひお出かけください。

日時 3月10日(土)午前10時～
場所 商工会館3階
問合せ 地域振興課地域安全係

ひったくりに遭わないために！

ひったくりは、一人ひとりの「ちょっとした心がけ」で防ぐことができます。自分は大丈夫と油断せずに、普段から次のようなことを心がけて、被害に遭わないようにしましょう。

- 自転車のカゴには防犯ネットをつける
- 手荷物は建物側に持って歩く
- 夜は遠回りでも明るく人通りがある道を選ぶ

問合せ 地域振興課地域安全係

市内の地区別ひったくり・空き巣発生状況
（平成19年1月）

	面積（k㎡）	ひったくり	空き巣狙い
本町	0.16		
志茂	0.28		
牛浜	0.23		
武蔵野台	0.49		
福生	1.80		
熊川	2.57		1
北田園	0.32		1
南田園	0.41		
加美平	0.61		
東町	0.05	2	
合計	6.92	2	2

交通災害共済に加入しましょう

平成19年度の交通災害共済の受付が始まっています。

東京都市町村民交通災害共済「ちょこっと共済」は、都内の全市町村が共同で運営する共済制度で、交通事故にあった場合に見舞金が受けられる制度です。

加入コース・会費
Aコース 1，000円
Bコース 500円

※大人も子供も同額です。

なお、4月1日現在、小・中学生の方（平成4年4月2日～平成13年4月1日までに生まれた方）は、市が公費でBコースに加入します。

また小・中学生の方は会費（500円）を追加することによりAコースへのコース変更ができます。

共済期間 平成19年4月1日～平成20年3月31日までです。（ただし、年度途中の加入の場合には、加入日の翌日から平成20年3月31日まで。）

申込み 市役所内の会計課（本庁舎1階）及び地域振興課（第三庁舎2階）で受け付けます。

福生水辺の楽校からのお知らせ

①多摩川で遊ぼう「多摩川ウォーキングに参加しよう！」

自然を体いっぱいに感じながら、みんなで多摩川を歩いてみよう。

日時 3月11日(日)午前9時～正午
（天候によっては中止、時間の短縮の可能性があり。）
集合場所 川の志民館（多摩川中央公園付近青い鉄塔が目印）
※登録をしている方には、はがきで詳細を通知します。事前にお申し込みください。
申込み 福生水辺の楽校事務局（環境課環境係）へ。

②平成19年度「多摩川で遊ぼう」参加者及びボランティアスタッフ募集

福生水辺の楽校では「多摩川で遊ぼう！」を合言葉に毎月第2日曜日を中心に市内の多摩川で自然体験活動をしています。「多摩川にはどんな生き物がいるの」という疑問から「多摩川で遊んでみたいけど」という要望まで、福生水辺の楽校がお答えします。

参加方法 参加には事前の登録が必要です。所定の申込用紙（ホームページよりダウンロードできます。）に必要事項を記入の上、福生水辺の楽校事務局（環境課環境係）まで。
※未就学児の参加には保護者の同伴が必要です。

また、多摩川の自然体験をお手伝いいただけるスタッフも同時に募集します。多摩川に詳しい方もそうでない方も大歓迎。福生水辺の楽校をみんなで盛り上げていきましょう。

問合せ 福生水辺の楽校事務局（環境課環境係）

2月は凧作りに挑戦しました

また、市役所においでになれない方は、市内の金融機関（郵便局を除く）の窓口でも申し込みができます。加入申込書は市内金融機関、市役所に置いてあります。

問合せ 地域振興課地域安全係

わかりやすい経理の実務 ～1日でわかる経理の仕組み～

日時 3月6日(火)午後1時～5時
場所 商工会館3階
参加費 商工会員3千円
非会員（一般）6千円（お一人様）※1事業所から複数名参加可能
対象者 小規模事業者・開業予定者等
問合せ 福生市商工会☎551・2927

消費生活リーダー募集

食の安全や悪質商法など、身近な問題を考え、消費者啓発に関することを、一緒に企画してみませんか。

平成18年度は、市販の飲料水を使った実験や、牛乳工場の見学会などを企画しました。年間を通し、とても楽しく活動できますので、少しでも興味がある方はお気軽に申し込んでください。

活動内容 消費者セミナー・講演会・見学会の企画、消費者展の企画・運営など
対象 市内在住の20歳以上の方
申込み 3月20日までに地域振興課産業振興係へ。

第24回ふっさ桜まつり 民踊パレード参加団体募集

永田橋から睦橋の多摩川堤防沿いで行われる、第24回ふっさ桜まつり〔3月30日(金)～4月8日(日)〕では、民踊パレードの参加団体を募集しています。

日時 4月8日(日)午後2時～3時30分
※雨天中止
曲目 福生音頭、桜音頭、交通安全音頭
対象 市内の団体※3月8日(木)午後6時より説明会を開催する予定です。
申込み 申込書（地域振興課にあります）に必要事項を記入のうえ、3月7日までに、地域振興課産業振興係へ。

「広域連携サミット参加9市が違法看板NO宣言！」

「広域連携サミット」に参加している9市が、昨年度に引き続き、道路の違法看板等の撤去について連携して取り組みます。

この「広域連携サミット」は、市民の生活圏の多様化や地域経済圏の拡大にともない、立川市、昭島市、小平市、日野市、国分寺市、国立市、福生市、東大和市、武蔵村山市の9市が、市域を超え、行政課題の解決に向けて、平成16年度から取り組んでいるものです。

道路に違法に設置された捨て看板等は、まちの美観上の問題だけではなく、通行の妨げにもなり、市民の安全と安心を確保する観点からも9市が連携して一斉に撤去活動を行い、違法看板NO！の姿勢を内外に示そうと取り組むものです。

この取り組みにより、市境の道路に設置された違法看板についても撤去が進み、効果が上がるものと期待しています。

市では、「広域連携サミット」の取り組みについて、福生警察署で毎年この時期に行っている「道路交通環境月間」に合わせて、更なる成果を上げるために市職員による違法看板の一斉撤去を行います。

道路は街の廊下です 広く正しく使いましょう

警視庁では、毎年3月を道路交通環境月間と定め、道路交通環境のより安全、快適化に努めています。

この月間中、福生警察署と市では道路標識やガードレールなどの交通安全施設の点検を行うと同時に、違法駐車や道路上に自動販売機、商品、看板、のぼり旗などをはみ出して置いてある商品などに是正指導を行っています。

また、道路、電柱、街路樹等に設置されている捨て看板、はり紙、はり札等違法広告物も撤去しています。

これらの道路不正使用は、道路を狭くし、通行を妨げるだけでなく、交通事故の原因や、街の美観を損なうことになりますので、不正使用を「しない」「させない」よう、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

問合せ 土木課工務係

道路上に看板・日よけを設置する場合は占用許可が必要です

道路の占用とは、道路の地下に上下水道、ガスなどの施設を埋設したり、道路の上空に看板や日よけを設置するなどして、道路を使用することを言います。

道路を占用するときは、道路管理者の許可を受けるとともに、政令及び条例で定められた占用料を支払うことが必要となります。

また、道路占用許可を受けるためには、占用物件ごとに基準が定められています。

なお、占用許可満了後、引き続き占用される場合は、更新手続きをとってください。

問合せ
福生市内の市道 土木課工務係
福生市内の都道 西多摩建設事務所管理課☎042・22・2517
福生市内の国道 相武国道事務所管理第一課☎042・643・2007